

独身の男性・女性に出会いの場を提供します



平成22年度に開催したふれあい交流会「I & 愛」

■ ふれあい交流会「I & 愛」に参加してみませんか？

「結婚を考えているが、異性と出会う機会がない」、「異性との接し方が分からぬ」と思っている人はいませんか。甲佐町産業後継者育成対策協議会では、そのような皆さんを応援するため、「ふれあい交流会『I & 愛』」を開催し、独身男女の出会いの場を提供しています。

【平成23年度開催スケジュール】

- 第1回交流会 「押し花クラフト体験とバラまつり」 開催日 6月12日（日） 会場 はな阿蘇美（阿蘇市）ほか
- 第2回交流会 「のんびりトロッコ列車とそば打ち体験」 開催日 8月20日（土）～21日

- 会場 南阿蘇村ほか
- 第3回交流会 「イルカウォッチングと宝の島めぐり」 開催日 10月15日（土）～16日（日）
- 会場 天草市ほか
- 第4回交流会 「ダッショ村で遊ぼう！『田舎暮らし体験』」 開催日 12月11日（日）
- 会場 こうさダッショ村（上川）
- 第5回交流会 「まゆ人形作り体験と豊前街道人力車めぐり」 開催日 2月12日（日）
- 会場 山鹿市ほか

※詳しい内容などについては、気軽に
お問い合わせください。

■ 「ふれあい交流会」登録者・参加者を募集しています

▼ 対象者

- ・ 男性 本町在住で20歳～49歳の人
- ・ 女性 20歳～49歳の人

▼ お申し込み・お問い合わせ先

- ・ 甲佐町産業後継者育成対策協議会 「ふれあい交流会」専用ダイアル **℡ 080-1705-5339**
- ・ (事務局・藤本・井島)

- ・ 「ふれあい交流会」専用メール kosa.h-kouryukai@docomo.ne.jp

町産業振興課 ☎ 096-234-1111(内線153) ☐ klg206@town.kosa.lg.jp

■ 国保税の軽減される条件は

※コード番号が「11」、「12」、「21」、「22」、「31」、「32」の人

・ 特定理由離職者

り離職した人

会社の倒産や解雇など事業主の都合で失業し、国民健康保険へ加入する人の国民健康保険税について、失業から一定の期間、前年の給与所得を100分の30として算定し賦課することにより軽減されます。ただし、

給与所得以外は通常の額を用います。

※コード番号が「23」、「33」、「34」の人

● 軽減される期間

※コード番号が「23」、「33」、「34」の人

雇用期間満了などにより離職したことにより軽減されたこと

雇用保険受給資格者証をお持ちの

人で、次の離職理由コードに該当すること

離職時点で65歳未満であること

雇用保険受給資格者証をお持ちの

人で、次の離職理由コードに該当すること

離職日が平成21年3月31日以降であること

雇用保険受給資格者証をお持ちの

人で、次の離職理由コードに該当すること

離職日が平成21年3月31日以降であること

雇用保険受給資格者証をお持ちの

人で、次の離職理由コードに該当すること

離職日が平成21年3月31日以降であること

雇用保険受給資格者証をお持ちの

人で、次の離職理由コードに該当すること

町住民生活課保険係の窓口で申請してください

- 納付は口座振替が便利です
- 国保税の納付は、便利で安心、確実な口座振替をお勧めします。口座振替にすれば、毎回納める手間が省け、納め忘れの心配もなくなります。皆さんのが国保税が国民健康保険を支えています。必ず、納期限内に納めるようにご協力を願いします。

町住民生活課 ☎ 096-234-1111(内線106) ☐ klg205@town.kosa.lg.jp

史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート#11



平成22年度の発掘調査で見つかった寛永通宝

残っているところもあるでしようか。ほかでは見られない大変珍しいものではありません。ですが、これが出た場所を考えると、なんの変哲もない錢貨をなぜか身近に感じてしまします。

このお金は、南側で見つかった堀の一番浅いところから出てきました。

先月号でも紹介しましたが、南側の堀は人の手によって埋め戻したと考えられますので、このお金はそのときに作業した人のものと思われます。

■ 平成22年度の発掘調査で発見した物～寛永通宝～

今月号では、平成22年度の発掘調査で出た物を紹介します。

右の写真にあるのは、「寛永通宝」といわれる昔のお金です。寛永とは江戸時代の元号で今から約380年前あたり、このお金は江戸時代を通じて広く流通し、幕末まで作られました。

また、このお金は日本から輸出され、清の時代の中国でも使われていたことが分かっており、日本製の質の良さは折り紙付きだったようです。

■ 寛永通宝から広がる陣ノ内館での人々の風景

この寛永通宝は、当然本町でも広く出回り、古い家には今も何枚も

あります。おそらく大切に着物のふところに入れて作業していたのでしょう。早く終わろうと鍼を大きく振りかぶるあまりふところからボロつと落とし、そのことに気付かずまた汗を流す。まるで、いま私たちが一生懸命になつて働きながらもどこか抜けてしまう、そんな人間のおつちよこちよいな部分がたつた一つのお金からみえてきます。

土の中から出てきたものは何も語らず、私たちは、ただ見たままの価値だけを判断しがちです。しかし、発掘調査では、また違った面から見ることで大きく想像を膨らませ、昔の人たちがどんな生活を送っていたのか、どんな性格だつたのかまで垣間見ることができます。

夫婦間でも「暴力」は犯罪

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行され、9年が経過しました。この法律で、夫婦間であつても暴力は「犯罪」であるとされました。

DV・バイオレンス(DV)が一向に減らないのはなぜでしょう。

DVとは、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた人

(事実婚や離婚後も含む)から振るわれる暴力」のことを行います。

本では、夫婦間の暴力は密室での出来事として容認されてきた歴史があり、加害者、被害者ともにDVの認識がないことが多いとされています。

DV防止法では、被害者を女性だけに限定していませんが、被害者の

多くは女性です。国の調査では、平成20年度の相談件数68,196人中、女性が67,660人で99.2%に上っています。女性に対する暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

「暴力」を受けたら相談を

「暴力」といつても、さまざまなかたちが存在します。次のようなことがあつた場合は、ひとりで悩まずご相談ください。

● 身体的暴力
殴る、蹴る、物を投げつける、刃物で脅かす、髪の毛を引っ張る

● 精神的暴力
無視する、口をきかない、大声で

どなる、命令口調でものを言う、電話やメールなどをチェックする

● 性的暴力

性的な行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する

● 経済的暴力

生活費を渡さない・洋服など物を買わせない・外で働かせない

▼ ご相談先
・ 県女性センター
・ 県女性総合相談室

■ 096-381-7110
■ 096-355-2223

ドメスティック・バイオレンスは人権侵害



DVに関するご相談は、町福祉課で応じます